

## 水郷佐原あやめパーク指定管理者募集要項

### 1 募集の目的

水郷佐原あやめパークの効率的・効果的な管理運営のため、香取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 18 年香取市条例第 58 号)第2条(以下「手續条例」という。)の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

### 2 施設の概要

所在地	香取市扇島1837番地2
設置目的	水と緑を生かした景観を活用し、水郷の歴史、文化及び自然環境の体験を通じて、観光振興及び地域の活性化を図る場とする。
敷地面積(駐車場含む)	84,255 m <sup>2</sup>
構造	木造 平屋建て
建物面積	管理棟 213.65 m <sup>2</sup> 売店棟 97.20 m <sup>2</sup> 体験工房棟 102.06 m <sup>2</sup> 休憩棟 200.40 m <sup>2</sup> 倉庫・車庫棟 195.95 m <sup>2</sup> トイレ棟Ⅰ 119.25 m <sup>2</sup> トイレ棟Ⅱ 43.27 m <sup>2</sup> トイレ棟Ⅲ 43.27 m <sup>2</sup> 園外トイレ 48.44 m <sup>2</sup>
駐車場	普通車 488台 障がい者用 14 台 大型バス 30 台 バイク 30 台

### 3 管理の基準・業務範囲等

別添「水郷佐原あやめパーク管理運營業務委託仕様書」による。

### 4 指定管理者の指定申請を行う法人その他の団体の資格

指定管理者の指定申請を行う法人その他の団体(以下「団体」という。)は、申請を行う時点で、下記(1)の資格を満たすことを要する。なお、グループ申請を行うものは(2)に留意すること。

#### (1) 申請の資格

- ① 公園施設等の管理運営に高い能力を有すること(個人では応募できません。)
- ② 団体が、次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の開札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から

- の更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- カ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- キ 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成 18 年香取市告示第 113 号)に基づく指名停止措置を告示日から指定管理者の指定の日までの間、受けている者
- ク 公園施設の管理において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者
- ケ 本市における指定管理者の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- コ 国税及び地方税を滞納している者
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

(2)グループ申請を行う団体に関する留意事項

- ① 複数の団体がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる団体を定め、当該代表団体が申請を行うこと。なお、代表となる団体は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。
- ② グループ構成員のすべてが上記(1)の資格を満たすこと。

(3)複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体は、グループ申請の構成員になることはできない。
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

## 5 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程で行います。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり変更する場合があります。この場合において、応募した団体にその旨を通知します。

項目	日程
募集要項の公表	令和 6 年 8 月 16 日(金)から
質問事項の受付	令和 6 年 8 月 16 日(金)から 8 月 30 日(金)まで
申請書の受付期間	令和 6 年 8 月 16 日(金)から 9 月 30 日(月)まで
書類審査、面接審査	令和 6 年 10 月上旬頃
候補者の決定、通知	令和 6 年 10 月中旬頃
指定管理者の指定	12 月議会の議決を経て、指定されます。
指定管理者による管理運営	令和 7 年 4 月 1日から

## 6 募集要項の配布場所及び配布期間

- (1)配布場所 香取市役所 生活経済部 商工観光課  
〒287-8501 香取市佐原口2127  
電話 0478-50-1212

※市ホームページ(<http://www.city.katori.lg.jp>)からもダウンロードできます。

- (2)配布期間 令和6年8月16日(金)から  
(ただし、窓口は土日祝日を除く。)
- (3)配布時間(窓口)午前8時30分から午後5時15分まで

## 7 公募に関する質問

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1)受付期間 令和6年8月16日(金)から 8月30日(金)まで午後5時まで
- (2)受付方法 質問票(別記様式)により、電子メールまたはファクシミリで香取市役所商工観光課まで提出してください。なお、電話による個別質問の受付は、一切行いません。

質問送付先 電子メール [kanko@city.katori.lg.jp](mailto:kanko@city.katori.lg.jp)  
ファクシミリ 0478-54-2855

- (3)回答期限 令和6年9月6日(金)まで
- (4)回答方法 質問者へ個別に電子メールまたはファクシミリで回答いたします。香取市ホームページに、質問事項を取りまとめて回答を掲載します。

## 8 申請の手続

申請する団体は、次に掲げる書類を提出してください。

### (1)提出書類

① 指定申請書 ※グループ申請の場合は共同申請届出書(第4号様式)を提出すること。	第1号様式 第4号様式
② 管理に関する事業計画書	第2号様式
③ 管理に関する業務の収支予算書 ・収入項目には、使用料収入及び自主事業収入等を記入すること。 ・支出合計(B)が想定している指定管理料と異なる場合は、備考に指定管理料を記入すること。	第3号様式
④ 団体の概要	第5号様式
⑤ 役員名簿	第6号様式
⑥ 団体の定款若しくはこれらに類する書類 ※法人以外の団体にあつては、団体の規約等を提出すること。	任意様式
⑦ 団体の経営状況を示す書類(直近前事業年度分) ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 ※法人以外の団体にあつては、団体の収支決算書を提出すること。 イ) 財産目録、事業報告書 ウ) 事業計画書、収支予算書	任意様式

⑧ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※申請前3箇月内に取得したもの(法人以外の団体は、代表者の身分証明書)	当該証明書
⑨ 納税証明書(直近2事業年度分) ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書 イ) 県税(法人事業税、法人県民税)に係る納税証明書 ウ) 市税に係る納税証明書(法人以外の団体は、代表者の市税に係る納税証明書) ※納税義務がない場合は申立書(第7号様式)にて申し立てをすること。	当該証明書 又は 第7号様式
⑩ 指定申請に係る宣誓書	第8号様式

(2)提出部数 8部(正本1部、副本7部(複写可))

(3)提出期間及び提出方法

提出期間 令和6年8月16日(金)から9月30日(月)まで

ただし、土日祝日を除く。

提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所 香取市役所生活経済部 商工観光課 (6(1)に記載する場所)

提出方法 持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)

(送付の場合、9月30日(月)午後5時15分必着とします。)

(4)申請に当たっての留意事項

① 提出書類の変更、追加禁止

提出期限後においては、提出書類の内容変更、追加は認めない。

② 虚偽の記載をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

③ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

④ 申請の辞退

書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること(様式任意)。

⑤ 提出書類の著作権の取扱い及び公表

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された団体の提出書類については、市が指定管理者候補者の選定の公表にあたって、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

⑥ 費用負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

⑦ 追加書類の提出

市は、提出された書類を補足する資料の提出を求める場合がある。

⑧ 提案による新たな費用の発生

事業計画書の内容が、市の新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は全額提

案者の負担とする。

⑨ 提供書類の目的外使用の禁止

市が提供する資料を、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

## 9 業務の第三者への委託

指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、清掃、警備、施設の修繕・改修等の管理運営業務の目的を損なわない業務については、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。

## 10 指定管理者候補者の選定等

### (1) 選定方法

水郷佐原あやめパーク指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、下記選定基準に基づいて、総合的に評価し、その結果に基づき指定管理者の候補者の選定を行います。

### (2) 選定基準

選定委員会における指定候補者の選定にあたっては、次の選定基準及び審査項目により審査します。

選定基準(条例規定事項)	審査項目	配点
○書類審査		
1 事業計画による指定施設の運営が、住民の平等利用が確保されること。 (手続条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の基本的な考え方の適合性	10点
2 事業計画書の内容が施設の利用を最大限に発揮するものであること。 (手続条例第4条第1項第2号)	(1) 入園者に対するサービスの向上 (2) 自主計画事業の実施 (3) 入園者等の要望の把握及び実現策 (4) 入園者のトラブルの未然防止と対処方法 (5) 地域との連携策 (6) 個人情報保護の措置 (7) 緊急時の対応 (8) 指定管理者の指定を申請した理由	45点
3 施設の効率的な運用が図られるものであること。 (手続条例第4条第1項第2号)	(1) 収支計画の妥当性 (2) 指定管理料の多寡	20点
4 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。 (手続条例第4条第1項第3号)	(1) 経営理念の健全性 (2) 団体の財政基盤、経営基盤の健全性 (3) 運営組織及び従業員の配置等の妥当性 (4) 従業員研修・教育の妥当性 (5) 施設管理の実績	25点

○面接審査		
上記選定基準全般	(1)施設設置目的の理解 (2)施設管理への意欲 (3)誠実な業務履行への姿勢 (4)提案内容の実現性 (5)地域における雇用確保の考え方	50 点
合計		150 点

### (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請団体全員に通知すると共に、選定した候補者名及び審査結果の概要については、ホームページにより公表します。

## 11 指定管理者の指定及び協定の締結等

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、候補者の決定後、議会での議決を経て、指定管理者に指定します。

ただし、指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが認められない場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

### (2) 協定の締結

市と指定管理者は、水郷佐原あやめパークの管理に関して、指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

#### ① 基本協定の主な内容

- ・管理業務の基本的な事項
- ・指定管理料に関する事項
- ・使用料の徴収に関する事項
- ・管理業務に関する責任分担に関する事項
- ・事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ・事業報告に関する事項(定期報告等)
- ・指定の取消しに関する事項
- ・秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ・管理業務の引継に関する事項
- ・その他

#### ② 年度協定の主な内容

- ・当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ・指定管理料に関する事項
- ・その他

## 12 指定管理料等

(1) 徴収した利用料は、指定管理者の収入として取り扱います。また、指定管理者には、市から水郷佐原あやめパークの管理経費を予算の範囲内で委託料として支払います。なお、欠損が

生じた場合においても、市からの補填は行いません。

(2)ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合はこの限りではありません。

(3)また、支払方法等、細目的事項については、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定めます。

(4)年度ごとの委託料は、「年度協定」の中で定めます。